

亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

亀岡市上下水道部下水道課

1 目的

本要領は「亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務番号 年委第 8-1 号

(2)業務名称 亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託

(3)業務内容

- ・年谷浄化センターの下水処理設備の運転監視及び維持管理業務
- ・公共下水道区域の中継ポンプ場及びマンホールポンプの維持管理及び点検業務
- ・水質試験用試薬、器具及びユーティリティ(水処理薬品等)の調達
- ・50万円未満の小修繕
- ・農業集落排水施設等区域の処理施設における、故障等発生時の緊急対応業務
- ・農業集落排水施設等区域のマンホールポンプ場における、異常発生時の緊急対応業務

務

(4)業務場所

- ・亀岡市年谷浄化センター（亀岡市三宅町八田1番地）
- ・公共下水道区域中継ポンプ場（2箇所）
- ・公共下水道区域マンホールポンプ（80箇所）
- ・農業集落排水施設等区域処理施設（7箇所）
- ・農業集落排水施設等区域マンホールポンプ場（167箇所）

※マンホールポンプについては、履行期間中増減する場合がある。

(5)履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(6)履行準備期間

本業務の契約締結日から履行開始日の前日までとする。なお、準備期間中の引継等に係る費用は受注者の負担とする。

(7)業務時間

24時間/日、通年を対象とする。

(8)見積限度額

1,039,797,000 円(消費税及び地方消費税を含む)(3年間の合計額)

- ・上記の金額は、契約時の予定価格となるものではない。
- ・提案見積金額は、この上限を超えてはならないものとする。

3 実施形式

公募型

4 参加資格

本公募型プロポーザル方式に参加する者は、下記(1)～(16)に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1)公募型プロポーザルに参加しようとする者は、単体業者(1社のみで参加)又は、共同企業体(3社まで)であること。
- (2)共同企業体は、代表者及びその他の構成員あわせて2社又は3社により自主的に結成されたものであること。
- (3)共同企業体を結成した場合において、共同企業体の代表者及びその他の構成員の出資比率は、2社の場合はそれぞれ30%以上、3社の場合はそれぞれ20%以上であり、代表者の出資比率が最大であること。
- (4)亀岡市の令和7年度物品納入等に関する指名競争入札参加資格者名簿に登録されており、第1希望又は第2希望が「23 保守管理業務」又は「24 清掃業務」であること。
- (5)「下水道処理施設維持管理業者登録規定に基づく登録」(昭和62年建設省公示第1348号)(令和7年4月国土交通省告示第269号 第11次改正)に登録しており、その証明書の写しが提出できるものであること。
- (6)近畿圏内(京都府・大阪府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県)に本店(支店)または営業所があること。
- (7)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (8)公告から契約締結日まで、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
- (9)委託仕様書及び特記仕様書に記載されている諸条件を満たすことができること。
- (10)処理能力が日最大 10,000m³/日以上で、標準活性汚泥法(高度処理の変法を含む。)と同等以上の処理方法を有する下水道終末処理場の水処理・汚泥処理等の運転及び維持管理業務を元請けとして受注した実績を有する者であること。
- (11)総括責任者及び副総括責任者を専属で置くこと。
 - ・総括責任者の資格要件
自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法第22条第2項に定める資格を有し、業務場所に専任配置できる者であること。
 - ・副総括責任者の資格要件
総括責任者の補佐として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある下水道法第22条第2項に定める資格を有し、業務場所に専任配置できる者であること。
- (12)業務の性質上、緊急事態の初動対応に、概ね一時間以内に対処するための体制がとれること。
- (13)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (14)破産法(平成16年法律第75条)に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (15)次のア～オまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(16)業務一括再委託しない者。

5 公募型プロポーザルの実施日程

公募型プロポーザルによる受託候補者の選定は、表1に示す日程により実施する。

表1 実施日程（令和7年度）

No.	内 容	日 付
1	実施募集の公告	10月31日(金)
2	資料等の閲覧	公告日～11月10日(月)
3	参加申込等に関する 質問受付	公告日～11月10日(月)
	参加申込等に関する 質問回答	11月13日(木)
4	参加申込書受付	公告日～11月14日(金)
5	参加資格審査	申請受付後～11月19日(水)
6	参加要請通知	11月19日(水)
7	現場確認の受付	参加要請通知日～11月21日(金)
	現場確認	11月25日(火)～11月28日(金)
8	技術提案等に関する 質問受付	参加要請通知日～12月1日(月)
	技術提案等に関する 質問回答	12月3日(水)
9	技術提案書の提出	参加要請通知日～12月5日(金)
10	事前説明会(評価委員)	12月下旬
11	プレゼンテーション審査	12月下旬
12	選定結果通知	令和8年1月上旬

※注意点

- ・上記のスケジュールは公募時点での予定であり、応募状況等により変更する場合がある。
- ・受付時間は、午前9時～午後5時までとする。
- ・郵送または電子メールで書類等を提出する場合は、提出する旨を必ず「17 事務局」へ電話連絡すること。

6 資料等閲覧

(1)閲覧期間

表 1-No.2 より （土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後5時まで）

(2)閲覧場所

亀岡市年谷浄化センター（京都府亀岡市三宅町八田1番地）

(3)申込方法

資料閲覧申込書(第13号様式)に必要事項を記入し、「17 事務局」まで電子メールにて申し込むこと。なお、件名に「【資料閲覧申込書】」と明記すること。

(4)閲覧資料

閲覧資料は表2に示すとおりとする。

表2 閲覧資料

No.	名称	備考
1	下水道事業計画書	紙資料による 閲覧
2	施設等位置図 ・年谷浄化センター ・汚水中継ポンプ場（2箇所） ・マンホールポンプ（80箇所） ・農業集落排水区域内の処理施設（7箇所） ・農業集落排水施設等区域内のマンホールポンプ（167箇所）	
3	施設一般平面図	
4	フロー図	
5	水量、水質及び汚泥データ(過去5年分) ・維持管理年報(水質及び汚泥試験年報含む。)	
6	下水道管路台帳	
7	各設備の完成図書	

7 参加申込の手続き

参加要件を満たし、プロポーザルに参加を希望する者は、表3に示す各種書類を紙製A4ファイルに綴じて提出すること。なお、提出書類に不備がある場合は、受付できない場合があるため注意すること。

表3 参加申込時の提出書類一覧

No.	提出書類	様式	単独企業	共同企業体
1	参加申込書	第1号	○	—
		第2号	—	○
2	会社概要関係調書 (パンフレットがあれば添付すること。)	第3号	○	○ ※1
3	維持管理業務実績調書	第4号	○	○ ※2
4	亀岡市における入札参加資格認定通知書(受領書)の写し	—	○	○
5	下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類	—	○	○
6	下水道等資格保有状況調書	第5号	○	○
7	共同企業体協定書	第6号	—	○
8	総括責任者及び副総括責任者の経歴及び資格	第7号 第8号	○	○
9	緊急時初期対応計画調書	第9号	○	○

※1 全構成企業分を提出

※2 各企業における実績を記入

(1)提出部数

1部

(2)提出期間

表 1-No.4 より (土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後5時まで)

(3)提出先

「17 事務局」まで

(4)提出方法

- ・持参又は郵送とする。
- ・郵送の場合においても受付期間内必着とする。
- ・提出書類の確認後に受付票(第10号様式)を交付する。
- ・郵送で提出された場合は、受付票を郵送する。

8 参加資格審査及び審査結果の通知

提出された参加申込書及び添付書類については、参加資格の審査を行い、プロポーザル方式参加要請書(第11号様式)又はプロポーザル方式参加資格審査結果通知書(第12号様式)により通知するものとする。

9 現場確認

希望する者は、次のとおりに申し込みをすること。

(1)現場確認日

表 1-No.7 より (土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後5時まで)

(2)実施場所

亀岡市年谷浄化センター（京都府亀岡市三宅町八田1番地）

(3)申込方法

現場確認申込書(第14号様式)に必要事項を記入し、「17 事務局」まで電子メールにて申し込むこと。なお、件名に「【現場確認申込書】」と明記すること。

※現場確認は1社2時間程度とする。

※現場確認の日時は電子メールにて通知する。

10 技術提案書類の提出

参加要請を受けた参加者は、技術提案書類を以下のとおり提出すること。

(1)提出期間

表1-No.9より（土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後5時まで）

(2)提出先

「17 事務局」まで

(3)提出方法

持参により提出

(4)提出書類

ア 技術提案書提出時の提出書類は表4に示すとおりとする。

イ 技術提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4判縦書き又は横書きで作成し、紙製A4ファイルに左綴りで綴じて提出すること。ただし、図表等の資料についてはA3折込挿入可とし、枚数制限を設けないが、関係資料として簡潔に取りまとめること。

ウ 提出部数は、正本1部、副本10部及びPDFデータ化した電子媒体1部とする。

エ 技術提案書には目次を添付し、ページ番号を付すこと。

オ 技術提案書には、提出者の社名等、提出者が特定できるような文言を記載しないこと。

カ 技術提案書の内容は、表5の評価項目に合わせて作成すること。

表4 技術提案書提出時の提出書類

No.	提出書類		様式
1	技術提案書	正本	第15号
2		副本	第16号
3	実施方針・体制に関する提案	業務実施方針	第17号
4		維持管理実績	第18号
5		組織体制及び人員配置計画	第19号
6	運転管理業務に関する提案	運転操作・監視業務実施計画	第20号
7		水質試験業務実施計画	第21号

8	運転管理業務に関する提案	物品等調達・ 管理業務実施計画	第22号
9		安全衛生管理計画	第23号
10	保守管理業務に関する提案	保守点検・ 施設管理業務実施計画	第24号
11		軽微な修繕業務実施計画	第25号
12		場内の環境整備計画	第26号
13	緊急時対応に関する提案(緊急時等への対応計画)		第27号
14	その他の提案(地域経済対策、環境対策)		第28号
16	見積書	正本添付用	第29号
17		副本添付用	第30号
18	見積内訳書		第31号

11 質問書の受付及び回答

(1)参加申請等に関する質問

ア 参加申請等に関する質問がある場合は、質問書(第32号様式)により内容を「17 事務局」まで電子メールにて提出すること。なお、件名に「【プロポーザル質問書】」と明記すること。

イ 受付期間は、表 1-No.3のとおり。

ウ 質問に対する回答時期は、表 1-No.3のとおりとし、本市ホームページにて公表する。

(2)技術提案等に関する質問

ア 技術提案等に関する質問がある場合は、質問書(第32号様式)により内容を「17 事務局」まで電子メールにて提出すること。なお、件名に「【プロポーザル質問書】」と明記すること。

イ 受付期間は、表 1-No.8 のとおり。

ウ 質問に対する回答時期は、表 1-No.8 のとおりとし、全ての参加要請者に対し電子メールにて送付する。

12 優先契約交渉事業者の選定等

参加要件を満たすと認めた事業者に対し、亀岡市年谷浄化センター等維持管理業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」)において、表5及び表6に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加者が 1 社のみの場合においても、選定委員会に諮り決定する。

(1)日時

詳細については事前に、プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書(第33号様式)にて参加者へ通知する。

(2)場所

亀岡市上下水道部庁舎（京都府亀岡市安町釜ヶ前 20 番地）

(3)出席者

出席者は5名以内とし、出席者の役職及び氏名をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(第34号様式)により提出すること。なお、参加者である企業以外の者の出席は認めない。

(4)所要時間

30分以内とし、その後20分程度の質疑応答を行う。

(5)使用機器

説明時は、プロジェクターの使用を可能とし、PC、プロジェクター及びUSBケーブル等を持参すること(スクリーンのみ事務局で用意する。)

(6)審査評価基準

評価は表5及び表6のとおりとし、それぞれの妥当性を審査する。

表5 審査項目

大項目	詳細項目	提案内容	配点	
実施方針・体制	業務実施方針	公共下水道の意義、維持管理の目的・重要性・継続性、関係者による共同、市民ニーズ、実施にあたっての留意事項など浄化センター等の維持管理業務を高次元で達成するための実施方針	5	15
	参加者の実績	実績証明を添付できるもので、過去5年以内に受注した下水処理場の維持管理実績(現有能力等) ① 水処理、汚泥処理、中継ポンプ場、マンホールポンプの維持管理実績、施設規模等を含めて明示 ② 水処理については、高度処理施設(標準活性汚泥法の変法に限る)の維持管理の実績及び明示 ③ 消化タンクの維持管理の実績及び明示 ④ 創意工夫、改善等の実績(水質悪化、事故発生時の対応)を明示	5	
	組織体制及び人員配置計画	① 総括責任者、副総括責任者の資格及び総括実務経験(規模、配置予定者名の明示)、維持管理有資格者の配置割合及び資質能力向上策(研修等)の具体性 ② 本業務を実施するための組織図の明示(可能であれば配置者名及び資格等)及び平日、休日、夜勤体制並びに連絡体制の明示。 ③ 契約書に基づいて業務を再委託する場合の業務範囲、業者選定、目標設定、管理方法等の実施方針の具体性、妥当性 ④ 業務開始日より適正に業務が執行されるための業務準備期間における体制、引継方法の具体性、妥当性	5	

運転管理業務	運転操作・監視業務実施計画	① 処理場、ポンプ場施設の特性と能力の理解 ② 安定した運転確保のための運転計画、省エネルギー対応方法、記録管理等の具体性 ③ 運転結果の評価、対処方法、発注者への報告等の具体性	10	25
	水質試験業務実施計画	① 分析項目、頻度、精度管理、物品管理、記録管理などの具体性 ② 分析結果の評価、対処方法、発注者への報告等の具体性	5	
	物品等調達・管理業務実施計画	① ユーティリティ物品の使用状況に応じた調達計画、記録管理方法、非常時の調達手段などの実施計画の具体性 ② 調達先選定基準の具体性	5	
	安全衛生管理計画	安全に業務を遂行するための作業基準及び職員への安全教育など、安全衛生に関する管理体制の具体性	5	
保守管理業務	保守点検・施設管理業務実施計画	① 施設機能の保持、故障発生抑制に対する考え方、労働災害等の事故防止策、実施基準、日常・定期点検計画、機材準備、記録管理等実施計画の具体性 ② 点検結果の評価、対処方法、発注者への報告等の具体性	10	20
	軽微な修繕業務実施計画	① 経年劣化故障、偶発故障、突発故障等に対する準備・実施体制の具体性 ② 外注先の選定方法、執行管理方法の具体性 ③ 修繕結果に対する評価、対処方法、履歴の整理と継承方法、発注者への報告等の具体性	5	
	場内の環境整備計画	場内環境の整備・改善、周辺への配慮に対する考え方、清掃・除草・植樹の剪定等実施計画の具体性	5	

緊急時対応	緊急時等への対応計画	① 大雨時の対応方法、緊急連絡・招集体制、降雨情報等の入手・予測方法、資機材等の準備体制、降雨レベルに応じた責任者及び人員の増強配備、発注者への報告等の具体性 ② 想定される異常流入の種類別緊急対応、緊急連絡・招集体制、外部対応、発注者への報告等の具体性 ③ 地震発生時の緊急連絡体制・招集体制・配備体制、被害状況調査・応急復旧などの対処方法、関係機関連絡協議、発注者への報告・協議など対応の具体性、迅速性 ④ 停電、火災、事故発生時の緊急連絡体制・招集体制・配備体制、被害状況調査・応急復旧などの対応方法、関係機関への連絡協議、発注者への報告・協議の具体性、迅速性、妥当性 ⑤ 上記①～④の想定訓練計画の具体性	10	10
その他	地域経済対策 環境対策	① 地元雇用、ユーティリティ物品調達及び施設管理業務の市内業者への外注割合の具体性 ② 地域社会への貢献実績と計画及びボランティア活動への参加実績 ③ 電力使用量の削減など亀岡市地球温暖化対策実行計画への協力方針の具体性	5	5
技術評価点①			75	
見積価格		適正価格の確認	15	
		業務内容と内訳項目の整合性	10	
技術評価点②			25	
合 計(①+②)			100	

表6 配点の得点化方法

評価	評価基準	得点化
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.8
C	普通である	配点×0.6
D	やや劣っている	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2

(7) 提案価格の得点化方法

価格提案の評価は、下記の提案価格得点化式によって得点を算出し評価点とする。

〈提案価格得点化式〉

得点 = 配点 × 最低提案見積金額 ÷ 当該提案見積金額

(小数点第1位を四捨五入し、整数で算出する)

(8) 技術評価点の最低基準

全委員の技術提案書に対する平均評価点が45点(配点の60%)に満たない参加者又は同一の詳細項目について、委員の半数以上がE判定とした参加者は受託候補者として選定しない。

(9) 受託候補者の選定

委員は、それぞれの参加者の技術提案書の内容について評価及び採点を行い、全委員の評価点数の総合点が最も高い者を受託候補者として選定する。

総合点が同点の場合は、評価項目のうち「運転管理業務」に対する評価点の合計点が高い者を受託候補者とする。

さらに「運転管理業務」に対する評価点の合計点が同点の場合は、「実施方針・体制」に対する評価点の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。

(10) 参加者が1社の場合

参加者が1社の場合においても、技術提案書の提出を受け、選定委員会において審査を行うこととし、委員が適切な事業者と判断した場合は、受託候補者として選定する。

13 審査結果の通知・公表

(1) 審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に、プロポーザル審査結果通知書(第35号様式)により、書面にて通知するとともに本市ホームページにて公表する。なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに、本市において指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

(2) 参加者の名称、委員の所属及び氏名並びに優先契約交渉事業者の得点(合計点)は、本市ホームページにて掲載し公表する。

14 契約の締結等

(1) 契約の締結

本市は優先契約交渉事業者と仕様書等の内容について協議の上、契約交渉を行い契約締結する。

(2) 優先契約交渉事業者が契約を締結しないとき

優先契約交渉事業者が契約を締結しないときは、次点者と契約交渉を行う。

15 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は受託候補者の選定業務以外に無断で使用しない。

(4) 提案書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、受託候補者選定結果の公表等において本市がこの業務に関し必要と認める用途については、技術提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(5) 提出後の技術提案書等の修正及び変更は、原則として認めない。ただし、本市から指示があった場合を除く。

(6)次にいずれかに該当するときは、提案を無効とする。

ア 受託候補者の選定までの期間に、プロポーザルの参加資格を満たさなくなった場合

イ 技術提案書等の書類に虚偽の内容が記載されている場合

ウ 技術提案書等の書類の提出条件、提出方法が適合しない場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

(7)本業務のうち下記の業務は第三者への再委託を禁止する。

ア 亀岡市年谷浄化センターの運転操作及び監視に関する業務

イ 計量証明を伴う水質試験業務(外部委託を除く)

ウ 汚水中継ポンプ場及び公共下水道区域内マンホールポンプの監視及び点検に関する業務

16 参加辞退時の提出書類

本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届(第36号様式)を1部提出すること。

17 事務局

〒621-0805

京都府亀岡市安町釜ヶ前 20 番地

亀岡市上下水道部下水道課 下水道総務係

TEL : 0771-56-9307

FAX : 0771-22-6336

Mail : gesuidou@city.kameoka.lg.jp

HP : <https://www.city.kameoka.kyoto.jp>